

参考 北九州市子ども基本条例

北九州市議会の令和6年12月定例会において、議員提案による「北九州市子ども基本条例」が可決されました(令和7年4月1日施行)。

この条例は、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定めることにより、全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

1 条例の構成

第1章から第4章で構成されており、第2章では、「子どもにとって大切な権利」を掲げ、第3章では、「子どもの権利の保障」として、市や保護者、施設関係者等による努力義務などが規定されています。

第1章 総則

- ① 目的 ② 定義 ③ 責務等

第2章 子どもにとって大切な権利

- ④ 子どもにとって大切な権利 ⑤ 安心して生きる権利 ⑥ 自分を守り、自分が守られる権利
⑦ 自分らしく生きる権利 ⑧ 心豊かに育つ権利 ⑨ 社会に参加し、意見を表明する権利

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務

- ⑩ 子どもの権利侵害の救済 ⑪ 子どもの意見表明等 ⑫ 子どもの権利の周知啓発等
⑬ 相談への対応 ⑭ ヤングケアラーに対する支援 ⑮ 性的指向等の多様性についての理解等

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障

- ⑯ 家庭における権利の保障 ⑰ 施設における権利の保障 ⑱ 地域における権利の保障

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組

- ⑲ 市の取組 ⑳ 受動喫煙をさせないための配慮
㉑ 支援を必要とする子ども等への理解及び支援 ㉒ 子どもの健全な成長に必要な食育等

2 虐待に関する規定

この条例では、「安心して生きる権利(第5条)」の一つとして、差別、いじめ、虐待、体罰、性的搾取、放置等によって心身を傷つけられないことを保障されなければならないと定めています。

また、子どもの権利の保障にあたり、「相談への対応(第13条)」として、児童相談所職員の職務遂行における教育委員会、警察等の関係機関との連携や、専門資格を有する者の確保や専門性の向上について努めることなどが規定されています。